

**令和7年度外国人雇用に関する企業ニーズ等調査分析及び  
外国人雇用企業に関する情報収集・好事例取組調査業務委託  
参加仕様書**

**1 委託業務の名称** 令和7年度外国人雇用に関する企業ニーズ等調査分析及び外国人雇用企業に関する情報収集・好事例取組調査業務委託

**2 委託業務の目的**

県内企業における外国人雇用に関するニーズ等を把握するとともに、今後の本県の施策の検討用基礎資料とするため、本県が施策を講じるにあたって有効となる手法の提案を受ける。

また、外国人を雇用している県内企業の情報や外国人を雇用している企業の外国人材受入れおよび定着に関する取組の好事例を収集し、外国人求職者や外国人雇用を考えている企業向けに情報発信するための資料とする。

**3 委託業務の概要**

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月18日まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

**4 契約上限額** 12,039,500 円（消費税及び地方消費税を含む）

**5 参加条件**

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

**6 企画提案コンペの実施方法**

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度外国人雇用に関する企業ニーズ等調査分析及び外国人雇用企業に関する情報収集・好事例取組調査業務委託 企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

ア 提出書類

①企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

②「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

イ 提出期限 令和7年3月5日（水）まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

エ 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

オ 結果通知 令和7年3月19日（水）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類及び部数

①企画提案書 9部

原則A4版・20～30頁程度・文字サイズ12ポイント以上で、様式は自由とする（長辺綴じとすること）。なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案をすること。加えて下記項目については、企画提案書に必ず記載すること。

【企画提案書記載内容】

(i) 業務の実施体制

- ・業務に従事する予定の人員及び役割分担等を記載すること。
- ・業務内で使用する個人情報の取扱いについて、管理体制等を記載すること。

(ii) 業務実施スケジュール

- ・令和7年4月中旬の契約締結を前提に、契約から令和8年3月18日までのスケジュールを記載すること。

(iii) 調査・分析内容

- ・業務仕様書「3」の各項目において実施する調査及び「3（1）③イ」において実施する分析について、どのような調査項目を設定し、どのような分析を行うことが有効と考えられるか、企画提案時点で想定する内容を記載すること。

(iv) 施策の提案

- ・業務仕様書「3（1）③ウ」において実施する施策の提案について、企画提案時点で想定する内容及び提案の視点（どのようなエビデンスをもとに具体的な提案につなげるか等）を記載すること。

(v) 好事例取組の紹介記事作成

- ・業務仕様書「3（2）②」において実施する好事例取組の紹介記事作成について、どのように好事例の聞取りを行い、どのような紹介記事を作成するか、企画提案時点で想定する内容を記載すること。

②見積書 9部

③参考資料 9部

イ 提出期間

令和7年3月24日（月）から令和7年3月28日（金）17時00分まで

ウ 提出先 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課

エ 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 選定のための評価基準

ア 目的合致

委託目的と提案内容が合致し、目的達成のために、具体的かつ効果が高い内容が

提案されているか。

イ 企画性

調査項目の設定や調査手法、調査結果の分析、施策提案の手法等が業務の実施にあたり効果的な内容であるか。

ウ 実行性

企画が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。また、業務の実行において、過去3年の間に今回の委託内容と同規模程度の契約実績を有しているか。

エ 専門性

業務の実施において、調査結果の分析や施策提案の視点等が専門的な見地から提案されているか。

オ 経済性

事業の実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

ア 実施日時 令和7年4月8日（予定）

イ 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室

## 7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

(1) 質問の受付期間 令和7年2月26日（水）12時00分まで

(2) 質問の方法 ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年3月4日（火）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

## 8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

## 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申

立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生  
手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生  
（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る  
認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第  
1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、  
納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。  
ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）  
手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じ  
くする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場  
合がある。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載さ  
れた金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書き  
で記載するものとする。

(4) 契約は、三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

## 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除  
措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に  
基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排  
除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下  
「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れ  
が生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結  
する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関  
係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

## 16 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

TEL：059-224-2461

FAX：059-224-3024

E-mail：syurou@pref.mie.lg.jp

担当：米倉、三枝（みえだ）